

【沖縄市障害者相談支援事業委託】

応募要領

令和 3 年 12 月

沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

1 目 的

障がい者、障がい児、難病患者等（以下「障がい者等」という。）、また、その家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。また、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善等を行い、障がいの有無に関係なく、誰もが住みよい沖縄市づくりを推進していくことを目的とする。

2 業者選考方法

(1) 選考方法

沖縄市障害者相談支援事業委託は、公募型企画提案（以下、プロポーザルという。）方式により行う。各事業者より提出された企画提案書にて一次審査として書類審査を行い、一次審査通過事業者（概ね 7 事業所）を決定する。一次審査を通過した事業者のみ二次審査として書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、その総得点が 6 割以上を獲得した上位 5 事業者を沖縄市障害者相談支援事業委託の優先交渉権者として決定する。

(2) 評価の基準

別紙参照

3 業務の概要

- (1) 業務名称：沖縄市障害者相談支援事業委託
- (2) 業務内容：仕様書の定めるところによる
- (3) 履行期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで（4 年間）
- (4) 予算額：令和 4 年度 85,419,000 円
令和 5 年度 85,419,000 円
令和 6 年度 85,419,000 円
令和 7 年度 85,419,000 円

※優先交渉権者となったものは仕様調整及び契約締結に向け、沖縄市と令和 3

年度中に調整を行うものとし、令和 3 年度沖縄市障害者相談支援事業委託を受託している事業者と業務引き継ぎ業務を上記履行期間までに実施することとする。

4 事業者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（平成 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 租税を滞納していないこと。
- (3) 本市において入札指名停止等を受けていないこと。
- (4) その他、仕様書に定める委託業務を遅滞なく履行可能なこと。

5 提出書類

- (1) 障害者相談支援事業者応募申請書（様式 1）
- (2) 障害者相談支援事業応募理由及び企画提案書（様式 2）
- (3) 法人の概要書（様式 3）（法人が確認できる証明書写しを添付）
- (4) 事業計画書（様式 4）
- (5) 障害者相談支援事業に従事する職員一覧（様式 5）
- (6) 各年度障害者相談支援事業見積書（参考様式 1）
- (7) 事業実施場所（書式の指定はありません。外観・平面図等）
- (8) 国税に関する納税証明書（3 の 3）
- (9) 県税・市税など滞納が無いことを証明する資料（納税証明書、滞納のない証明書等）
- (10) 添付書類一覧

※上記書類を下記期限までに各 8 部提出。（期限厳守）デジタルデータ媒体（CD-R 等）での提出も期限内に行うこと。ただし、(8) (9) については原本各 1 部のみの提出でよい。

※提出された書類（デジタルデータ媒体含む）は返却しません。

提出期限

令和 4 年 1 月 28 日（金）17：00 まで（必着）

6 優先交渉権者

本市プロポーザルにて選考された優先交渉権者は、沖縄市と仕様並びに価格等を協議のうえ、決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、最終的な契約額と提案価格は必ずしも同額とはならないので留意すること。また、優先交渉権者と協議が整わない場合、沖縄市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

7 募集・選定の経過（予定）

※下記の日程に変更がある場合のみ連絡いたします。

- (1) 説明会 令和3年12月27日（月）
- (2) 質問期間 令和3年12月27日（月）から
令和4年1月14日（金）17時00分まで

※下記担当者へ質問書をメールにて送付してください。

※期間を過ぎた質問については、一切回答できません。

- (3) 質問回答期限 令和4年1月21日（金）17時00分
- (4) 申請書類の提出 令和4年1月28日（金）17時00分

※沖縄市障がい福祉課必着

- (5) 書類審査結果通知 令和4年2月上旬頃
- (6) 2次審査 令和4年2月中旬頃
時間・場所は、書類審査結果通知にて通知します。
- (7) 結果通知 令和4年3月上旬頃
- (8) 実施期間前調整 令和4年3月末日まで

8 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 書類提出後の提案等の修正、又は変更は一切認められない。
- (3) 提出された書類等は返却は行わない。
- (4) 提出された資料等は、事業者選考に伴う作業等に必要な範囲において、複製する場合がある。

(5) 事業者選考に関する審査内容及び経過等については、公表しない。

9 提出先

部 署：沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

担 当：當山

連絡先：T E L 098-939-1212（内線 3151）

F A X 098-939-7739

E-Mail s_fukusia41@city.okinawa.lg.jp